○経済産業省告示第三十八号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年運輸省・通商産業省・厚生省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十三年経済産業省告示第百七十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十二日　　経済産業大臣　枝野　幸男

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
レディーミクストコンクリート試験	ＪＩＳ　A1101 ＪＩＳ　A1118 ＪＩＳ　A1128 ＪＩＳ　A1150
骨材試験	ＪＩＳ　A1102 ＪＩＳ　A1103 ＪＩＳ　A1104 ＪＩＳ　A1105 ＪＩＳ　A1109 ＪＩＳ　A1110 ＪＩＳ　A1116 ＪＩＳ　A1121 ＪＩＳ　A1122 ＪＩＳ　A1126 ＪＩＳ　A1134 ＪＩＳ　A1135 ＪＩＳ　A1137 ＪＩＳ　A1141 ＪＩＳ　A1143 ＪＩＳ　A1145 ＪＩＳ　A1146 ＪＩＳ　A1205 ＪＩＳ　A5002 ＪＩＳ　A5011―1 ＪＩＳ　A5011―2 ＪＩＳ　A5011―3 ＪＩＳ　A5011―4 ＪＩＳ　A5015 ＪＩＳ　A5308
コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	ＪＩＳ　A1106 ＪＩＳ　A1108 ＪＩＳ　A1149 ＪＩＳ　A5003 ＪＩＳ　A5006 ＪＩＳ　A5015 ＪＩＳ　A5210 ＪＩＳ　A5212 ＪＩＳ　A5406 ＪＩＳ　A5416 ＪＩＳ　A6902 ＪＩＳ　A6904 ＪＩＳ　R5201 ＪＩＳ　Z2101
コンクリート用化学混和剤試験	ＪＩＳ　A1123 ＪＩＳ　A1147 ＪＩＳ　A1148 ＪＩＳ　A5308 ＪＩＳ　A6204 ＪＩＳ　A6205
形状・寸法・質量・密度試験	ＪＩＳ　A1129―1 ＪＩＳ　A1129―2 ＪＩＳ　A1129―3 ＪＩＳ　A1152 ＪＩＳ　A1509―2 ＪＩＳ　A5208 ＪＩＳ　A5210 ＪＩＳ　A5212 ＪＩＳ　A5372 ＪＩＳ　A5373 ＪＩＳ　A5402 ＪＩＳ　A5404 ＪＩＳ　A5406 ＪＩＳ　A5412 ＪＩＳ　A5414 ＪＩＳ　A5416